

会員各位

鎌倉市医師会 会長 山口 泰
公衆衛生担当 理事 今井 一登

感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び
就業制限の取扱いについて

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の
退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)

今般、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードでの議論等を踏まえ、退院基準等を改正する旨、各都道府県等衛生主管部(局)長宛て別添の事務連絡がありましたのでお知らせ申し上げます。改正の概要は下記の通りです。

また、これに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)について」も改正がなされましたので、併せて情報提供いたします。

記

退院に関する基準(改正の概要)

<有症状者の場合>

(1) 有症状者であって、人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。

② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査又は抗原定量検査で陰性を確認できれば、退院可能とする。

(2) 有症状者であって、人工呼吸器等による治療を行った場合

① 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。

※ ただし、発症日から20日間経過するまでの間は、適切な感染管理を行う。

② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査又は抗原定量検査で陰性を確認できれば、退院可能とする。

(参考資料)

第24回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和3年2月18日)
資料5-2

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000741776.pdf>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。

(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から10日間経過した場合
- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体

採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①、③又は⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準

法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。

なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。